# ★大曲中学校(校則)

## R5.3.1 改定

## 服装

#### 本校指定の制服

ブレザー、スラックス又はスカート、ワイシャツ、ネクタイ、(本校指定のニットベスト)

※スラックスに使用するベルトは、黒か茶系単一色の革(合皮)ベルトとする。

それ以外(編まれたもの、デザイン性の強いもの等)の使用は認めない。

#### 本校指定の上靴

上靴は、本校指定のものとし加工等は認めない。

## 制服着用時の身だしなみ

- 制服着用時の靴下は華美でないものとする。
- 登校したら、ネームプレートを制服の胸ポケット部分につけ、下校時にはずし所定の場所に保管しておく。
- スラックスでの腰パン等はしない
- スカート丈は、膝が隠れる状態を基本とする。
- ・ニットベストについては、気温の変化にともない個人の判断で着用しなくてもよい。
- ・校内でブレザーを脱いで活動することは認めるが、その際ネームプレートはシャツの胸ポケットもしくはニットベストの左胸部分につける。ただし外套を着用している時のみネームプレートはつけなくてもよい。

冬期間、校内での外套の着用を認める(期間はその都度学校で判断する)。

#### 夏服

- 夏服は、Y シャツ・ネクタイスタイルとする。(開襟シャツは Y シャツではないので禁止とする)
- クールビズの取り組みとして、夏服期間はノーネクタイおよび第一ボタンを外しても良い。
- 本校指定の半袖ポロシャツ(白・オフホワイト・サックスブルーのいずれか)も認める。
- ネームプレートは胸のポケット部分につける。
- ニットベストは必ずしも着用しなくてもよい。

#### ジャージ着用時の身だしなみ

- 指定ジャージ・指定Tシャツ・指定ハーフパンツを着用することを基本とする。
- 指定以外のTシャツを着ている場合は、上着を脱ぐことは認めない。
- 体育授業・実習授業および体育的行事のある日はジャージ登校とする。
- 体育授業時の中着は指定Tシャツとする。
- 冬服期間の防寒対策としてトレーナー等、運動に適した華美ではないものを着用しても良い。ただし、ジャージ上を着用することを基本とする。
- 指定 T シャツ着用時に上着を脱いだ場合はシャツを出してもよい。
- ジャージ着用時、ジャージの上着のチャックの位置はネームよりも上までしめる。
- 上着着用時に上着からでるシャツの裾は、ズボンにしまう。

## 頭髪・化粧・装飾品など

## 頭髪について

- 頭髪は清潔、端正で他に不快な感じをあたえないこと。
- ・脱色、染色、エクステ等の加工をしない。
- ピンやゴムなどの髪止めは、華美にならないようにすること。
- 髪は実技や作業など必要に応じて「編む」か「束ねる」こと。

#### 化粧・装飾品などについて

- 化粧(色つきリップや口紅、マニキュア、アイシャドウ、ファンデーション、ビューラー、マスカラ、 チークなど)やカラーコンタクトなどは禁止とする。
- リップクリームは、無香料、無着色のもののみ認める。
- 香水やフレグランスなど、香料をつけることは禁止とする。
- 装飾品(ネックレス、ピアス、指輪、ブレスレット、ミサンガ、チタンネックレス、パワーストーンなど) は禁止とする。